

多摩川下流部右岸・多摩川下流部左岸・多摩川上流部大規模氾濫減災協議会

多摩川下流部減災対策部会

規約

(名称)

第1条 この会議は、「多摩川下流部右岸・多摩川下流部左岸・多摩川上流部大規模氾濫減災協議会 多摩川下流部減災対策部会」（以下「部会」という。）と称する。

2 部会は、多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫減災協議会規約に基づき設置する。

(目的)

第2条 本部会は、令和元年台風19号により多摩川流域において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、協議会の中に部会を設置し、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策をより一層、一体的、計画的に推進することを目的とする。

(部会の対象河川)

第3条 本部会は、多摩川における国直轄管理区間のうち、河口から約38kmまでを対象とする。

(部会の構成)

第4条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を部会に求めることができる。

(部会の実施事項)

第5条 部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 令和元年台風19号による被害の復旧や今後のハード対策とソフト対策の推進に関して、部会構成員と認識を共有するとともに、各対策の推進に向けた具体的な取組を策定する。

二 部会での取組情報を、協議会に展開することにより、協議会全体のハード対策・ソフト対策の一体的推進に資するものとする。

三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(協議会資料等の公表)

第6条 部会は原則非公開とし、部会で提出された資料及び議事要旨は、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所で行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和元年12月18日から施行する。

別表 1

多摩川流域（下流部右岸・下流部左岸・上流部）大規模氾濫減災協議会
多摩川下流部会

- ・ 大田区長
- ・ 世田谷区長
- ・ 府中市長
- ・ 調布市長
- ・ 狛江市長
- ・ 稲城市長
- ・ 多摩市長
- ・ 川崎市長
- ・ 東京都 建設局 河川部 防災課長
- ・ 東京都 建設局 河川部 計画課長
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長
- ・ 東京都 下水道局 計画調整部 事業調整課長
- ・ 東京都 下水道局 流域下水道本部 技術部 計画課長
- ・ 東京都 都市整備局 都市基盤部 施設計画担当課長
- ・ 神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 災害対策課長
- ・ 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課長
- ・ 気象庁 東京管区气象台 気象防災部長
- ・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長